

職員の福利厚生等の状況について（令和 5 年度）

本市は、地方公務員法第 42 条（昭和 25 年法律第 261 号）に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を次により実施しています。

（1）共済制度

職員の共済制度は、沖縄県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合沖縄県支部にて、傷病、出産、休業、障害、災害等に対し短期給付事業・長期給付事業・福祉事業を実施しています。

（2）沖縄県市町村職員互助会

職員の福利厚生充実を目的として、「一般社団法人 沖縄県市町村職員互助会」へ加入しています。

沖縄県市町村職員互助会は、沖縄県内の市町村及びこれに準ずる団体等で構成され、その主な財源は会員の掛金（給料月額 10/1000）と公費の負担金（給料月額 5/1000）から成り立っています。

沖縄県市町村職員互助会に対する公費負担状況（令和5年度決算）

互助会に対する公費負担額 （千円）	会員掛金総額 （千円）	互助会 会員数 （人）	会員一人当たりの公費の補助金額 （円） （事務費を含む）	公費負担率（%） （事務費を含む）
(1)	(2)	(3)	(1)/(3)	(1)/(1)+(2)
11,303	22,606	652	17,335	33.3%

個別事業等

給付事業	結婚祝金、銀婚祝金、入学祝金等
特別給付事業	人間ドック助成金、手帳交付費等
公益事業	県立病院へ車イスの寄贈等

（3）職員健康相談の実施状況

区分内容

産業医による健康相談	月 1 回
------------	-------